

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、
翌日、翌日、翌日)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)

木材業者の登録(林務課)

保安林の指定の解除(森林保全課)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

◇ 公安規則 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則(警務課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 正 誤 平成六年七月鳥取県告示第五百五十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医

師を次のとおり指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成六年三月鳥取県規則第十七号)第三条の規定により告示する。

平成六年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
耳鼻咽喉科	聴覚若しくは平衡機能の障害又は音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能障害	木村 寛	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院
泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害	門脇 浩幸	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	實松 宏巳	〃
〃	〃	松岡 等	〃
〃	〃	高橋 千寛	〃
整形外科	肢体不自由	古瀬 清夫	米子市車尾一二九三一 国立米子病院
外科	呼吸器機能障害、ぼうこう機能障害又は小腸機能障害	福井 甫	〃
眼科	視覚障害	西上 哲弘	米子市皆生新田一一八一 労働福祉事業団 山陰労災病院
内科	じん臓機能障害	五代 和紀	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院

鳥取県告示第七百十六号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 米 木 第11号	登録年月日 平成6年 9月28日	住所又は所在地 西伯郡名和町 大字加茂985	氏名又は名称及び代表者の氏名 荒 松 廣 忠
---------------------	------------------------	------------------------------	---------------------------

鳥取県告示第七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町平田字村屋敷九三の五
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第七百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、境港市から送付を受けた次の都市計画の決定に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成六年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画（ごみ処理場 1号 境港市資源（ごみ処理施設）
- 二 都市計画を定める土地の区域
境港市渡町字西柳川

鳥取県告示第七百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成六年七月十四日 鳥取県指令受都計三一二第八号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市叶字三牧
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八頭郡智頭町大字智頭六四〇―一
智頭石油株式会社

代表取締役 米井哲郎

鳥取県告示第七百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年六月十日 鳥取県指令受鳥土維第六十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字下池ノ内一、字下池ノ内二及び徳尾字上山崎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業

代表取締役 田中宜二

鳥取県告示第七百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成六年十月二十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成六年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
境港市外江町一六二六 ウロコ建設工業株式会社 代表取締役 大楽 滋	西伯郡淀江町大字佐陀字山根 谷二二一七一	幅員 四・〇〇〜六・〇〇 メートル 延長 二六・四二メートル

公安委員会規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第七号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

（警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部改正）

第一条 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（平成六年三月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

冬帽子及び冬服

を

冬帽子、冬活動帽子、冬服、冬活動服、冬ワイシャツ、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ

に、

第二被服	ワイシャツ及びネクタイ	十二月一日から翌年三月三十一日まで
私服用被服	冬背広	十一月一日から翌年四月三十日まで
	合背広	五月一日から十月三十一日まで

を

私服用被服	冬スーツ	十一月一日から翌年四月三十日まで
	合スーツ	五月一日から十月三十一日まで

に改める。

(交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部改正)

第二条 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則(平成六年三月

鳥取県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

冬帽子、冬服、ワイシャツ及びネクタイ

を

冬帽子、冬活動帽活動服、冬ワイシャツ及び冬活動ネクタイ

に改める。

子、冬服、冬ワイシャツ、冬ネクタイ

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

敏

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	パチコング	株式会社三洋物産
〃	ウエスタパニー	〃
〃	マジカルパニック	〃
〃	CR殿様	〃
〃	コング	〃
〃	グループ	〃

〃	CR釘師くん2	〃
〃	釘師くん2	〃
〃	スーパーセイント	京楽産業株式会社
〃	お竜さん	〃
〃	CRスーパーフルーツ	〃
〃	スーパーアビシンチャール2	〃
〃	スーパーフルーツ	〃
〃	フイバーデジパロンスP	株式会社三共
〃	フイバーバービニーガールズ	〃
〃	フイバーバービニーガールズII	株式会社オリンピア

正 誤

平成六年七月鳥取県告示第五百五十二号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 下 後3から二 五八五の五（次の図に示す部分に 五八五の六

限る。）

三 下 後3から一 六二四の二 六二四の二

三 下 〃 六四〇 六四〇S二

三 下 〃 六四二 六四二の三

三 下 〃 字藤谷奥六六九の一 字藤谷奥六六九の二

三 下 〃 字立木口右六七〇（以上五筆に 字立木口右六七〇の二

ついて次の図に示す部分に限る。）

四 上 五 指定理由の消滅（「次の図」は、 指定理由の消滅

省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）